

青森県報

第四千十九号

平成二十七年
七月十日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による医療機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	二
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出	(同)	二
生活保護法による指定医療機関の事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(同)	三
右 同	(同)	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出	(同)	三
中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	三
難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定	(保健衛生課)	四
難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定	(同)	四
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医師の主治として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出	(同)	五

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定

飼料の試験の結果の概要

(障害福祉課) ……七
(畜産課) ……七

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

(県民生活課) ……八

公安委員会

警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施

警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施

(保安課) ……九
(同) ……一〇

収用委員会

公示送達

(監理課) ……一一

告 示

青森県告示第四百九十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
桂整形外科医院	五所川原市弥生町一六の一	平成二七・五・一
あおぞらクリニック	三沢市中央町四丁目一の二	二七・五・五
サイトウ整形外科クリニック	三沢市緑町三丁目一の三	二七・六・一
小川原湖クリニック	上北郡東北町上北北一丁目三四の四五	二七・五・一

百石町デンタルクリニックス スマイル歯科クリニック 医療法人木村歯科医院 タムラ薬局	弘前市大字百石町三三 八戸市南類家一丁目二二の四 上北郡おいらせ町下明堂一の八 三沢市緑町三丁目一の八	二〇一六 二〇一四 二〇一五 二〇一六
---	--	------------------------------

青森県告示第四百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年七月十日

青森県知事 三村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定期日
社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	訪問看護ステーションハルニレ	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	平成二〇一六年

青森県告示第四百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月十日

青森県知事 三村 申 吾

区分名	所在地	変更年月日
-----	-----	-------

変更前	医療法人夏堀デンタルクリニックス福地診療所	八戸市城下一丁目一五の二	平成二〇一一年
変更後	医療法人夏堀デンタルクリニックス南部診療所		

青森県告示第五百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月十日

青森県知事 三村 申 吾

区分	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	変更年月日
変更前	社会福祉法人同仁会	三沢市大字三沢字淋代一六の三〇九七	やすらぎ訪問看護ステーション	三沢市大字三沢字淋代一六の三〇九七	平成二〇一五年
変更後	社会福祉法人同仁会	三沢市中央町二丁目三の三一B号	清風荘訪問看護ステーション	東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂六三の六〇	二〇一六年
変更前	社会福祉法人同仁会	東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂六三の二三	平内町訪問看護ステーション		

青森県告示第五百一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてそ

の例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
サイトウ整形外科クリニク	三沢市緑町三丁目一の三	平成二七・六一
小川原湖クリニク	上北郡東北町上北北一丁目三四の四五	二七・五・一
タムラ薬局	三沢市緑町三丁目一の八	二七・六・一

青森県告示第五百二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二二三	訪問看護ステーションハルニレ	五所川原市大字水野尾字懸樋二二三	平成二七・五・一六

青森県告示第五百三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	医療法人夏堀デンタルクリニク福地診療所	八戸市城下一丁目一五の二	平成二七・一・一
変更後	医療法人夏堀デンタルクリニク南部診療所		

青森県告示第五百四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日

変更後	変更前	変更後	変更前
社会福祉 法人宏仁 会	社会福祉 法人同仁 会	三沢市大字三沢 字淋代一六の 三〇九七	三沢市大字三沢 字淋代一六の 三〇九七
東津軽郡平内町 大字小湊字薬師 堂六三の二三	平内町訪問 看護ステーション	三沢市中央町二 丁目三の三一B 号	三沢市大字三沢 字淋代一六の 三〇九七
清風荘訪問 看護ステーション	東津軽郡平内町 大字小湊字薬師 堂六三の六〇	平成 二五・〇・二五	平成 二五・一・一
二〇・七・一			

青森県告示第五百五号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十七年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
みちのく記念病院	八戸市小中野一丁目四の二一	平成 二五・一・一
六ヶ所村国民健康保険千歳平 診療所	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎三九 八の一	二五・一・八
ベイ薬局緑ヶ丘店	むつ市緑ヶ丘三五の四	二五・四・三
いとう整形外科・スポーツ クリニック	八戸市東白山台二丁目三五の七	二五・五・一
かきざき生活習慣病クリニック	八戸市大字湊町字上田屋前一九の一	"

青森県告示第五百六号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十七年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

小川原湖クリニック	五上北郡東北町上北北一丁目三四の四	"
アポテック白山台店	八戸市東白山台二丁目三五の六	"
仙真堂薬局青森労災病院前店	八戸市大字白銀町字南ヶ丘二の六	"
ミント薬局	八戸市大字湊町字上田屋前一九の二三	"
あおぞらクリニック	三沢市中央町四丁目一の一	二五・五・五
かわせみ薬局	八戸市大字田向字冷水二の二の二	二五・五・二
やすらぎ訪問看護ステーション	三沢市中央町二丁目三の三一太田店 舗B号	二五・五・一五
サイトウ整形外科クリニック	三沢市緑町三丁目一の三	二五・六・一
タムラ薬局	三沢市緑町三丁目一の一八	"

指定医の 氏 名	主として指定難病の診断 を行う医療機関	担 療 当 科 す 名	指 定 日
区 氏 名	を 行 う 医 療 機 関	診 療 当 科 す 名	年 月 日

医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定
武田 眞	雄大久保 文	堤 伸二	館山 俊太	佐藤 光亮	竹本 歩	木村 正英	石井 健太	秋田 護	安ヶ平 英	藤井 俊策	沖 栄真	熊谷 美香	三須 建郎
国民健康保険 三戸郡南部町大字 山八七の一	国民健康保険 三戸郡南部町大字 山八七の一	青森県立中央病院	青森県立中央病院	青森県立中央病院	津軽保健衛生協同組合 弘前市大字野田 二丁目二の一	木村脳神経クリニック 弘前市大字代官 町九六の一	弘前市立病院	青森慈恵会病院	八戸市立市民病院	エフ・クリ	つがる西北五広域連合 つがる総合病院	八戸市立市民病院	独立行政法人 国立病院機構 八戸病院
三戸郡南部町大字 山八七の一	三戸郡南部町大字 山八七の一	青森市東造道二丁目一の一	青森市東造道二丁目一の一	青森市東造道二丁目一の一	弘前市大字野田 二丁目二の一	弘前市大字代官 町九六の一	弘前市大字大町 三丁目八の一	青森市大字安田 一丁目四六の一	八戸市大字田向 字毘沙門平一	青森市浜田三丁目三の七	五所川原市字若木町一二の三	八戸市大字田向 字毘沙門平一	八戸市吹上三丁目一の一
循環器内科	内科	外科	循環器科	総合診療部	内科	脳神経外科	内科	整形外科	呼吸器科、内科	産婦人科	小児科	呼吸器科	神経内科
〃	三〇・五・二六	〃	〃	〃	三〇・五・二五	三〇・五・一九	三〇・五・二四	三〇・五・二三	〃	三〇・五・二七	三〇・四・三〇	三〇・四・二三	三〇・四・二一

青森県告示第五百七号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定
田中 裕之	吹田 淑子	石堂 久則	齋藤 啓	竹村 龍哉	石田 晋吾	葛西 剛一	葛西 亜希	大島 真理	江渡 博之	千葉 茂夫	
公立七戸病院	弘前大学医学部附属病院	東八戸病院	サイトウ整形外科クリニック	仁会医療法人同浪打人病院	協立クリ	八戸市立市民病院	八戸市立市民病院	大島眼科	えと内科医院	国民健康保険 三戸郡南部町大字 山八七の一	
上北郡七戸町字 影津内九八の一	弘前市大字本町 五三	八戸市大字大久保 西ノ平二五 の四四〇	三沢市緑町三丁目一の三	青森市合浦二丁目一の二四	青森市東大野二丁目二の二	八戸市大字田向 字毘沙門平一	八戸市大字田向 字毘沙門平一	八戸市根城四丁目二〇の一	十和田市西三番 町一の一八	三戸郡南部町大字 山八七の一	
内科	眼科	神経科、精神科	整形外科	内科	内科	婦人科内視鏡外科	周産期センター	眼科	内科	外科	
三〇・六・二五	〃	三〇・六・二二	三〇・六・二一	〃	三〇・五・二六	〃	〃	〃	〃	〃	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難 医指		定難 医指		定難 医指		定難 医指		定難 医指		定難 医指	
伊藤 浩司		花田 裕之		山下 真紀		能見 修也		北澤 淳一		陳 俊輔	
二外い ツ科と クク整形 クリス	病八 院戸 赤十 字	央青 病森 院県 立中	院学 部弘 附前 属大 病医	民八 病戸 院市 立市	院学 部弘 附前 属大 病医	院青 森市 民病	石健 病康 院保 険黒	央青 病森 院県 立中	石健 病康 院保 険黒	石健 病康 院保 険黒	院学 部弘 附前 属大 病医
二八 丁戸 目市 三五 五東 の白 七山 台	木八 字戸 中明 戸大 二字 田面	丁青 目森 一市 の東 一造 道道 二	五弘 三前 市市 大 字 本 町	字八 毘戸 沙市 門大 平字 一向	五弘 三前 市市 大 字 本 町	目青 一森 四市 の勝 二田 〇一 〇丁	丁黒 目石 七市 〇北 美 町一	丁青 目森 一市 の東 一造 道道 二	丁黒 目石 七市 〇北 美 町一	丁黒 目石 七市 〇北 美 町一	五弘 三前 市市 大 字 本 町
シビ科整 ヨリ形外 ンテリ外 ン科ハ	整形 形外 科	救セ 急命 部心 急救 急急	科科循 科環器 科救内 急急	尿内 病分 科泌 糖	科病科内 代代糖 謝謝尿 内内	整形 形外 科	部查臨 輸床 血輸	小兒 科	整形 形外 科	整形 形外 科	
"		三 三 一		"		"		"		"	

青森県告示第五百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十七年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
中野脳神経外科クリニック	青森市大字石江字高間一五〇の三	平成 二七・七 一
ちよつみん薬局田子店	三戸郡田子町大字田子字前田二の一九	"
サワカミ薬局おいらせ青葉店	上北郡おいらせ町上久保六三の一八四	"
ちびき薬剤センター	上北郡東北町字板橋山一の三〇	"

青森県告示第五百九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十七年五月八日及び同年六月九日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十七年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製造（輸入）年月	試 験 項 目	違反の有無及び違反の内容	
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい標準配合飼料 ペコーチツクZK後期	27.4	粗たん白質、 カルシウム、 ME、水分	粗脂肪、 リン、粗繊維、 粗灰分、 粗灰分、	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 たまご工房	27.4	粗たん白質、 カルシウム、 ME、水分	粗脂肪、 リン、粗繊維、 粗灰分、 粗灰分、	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 クランデイールB	27.4	粗たん白質、 カルシウム、 T DN、水分	粗脂肪、 リン、粗繊維、 粗灰分、 粗灰分、	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	ズル中印大すう育成用配合飼料 こっこメリット育成後期	27.6	粗たん白質、 カルシウム、 ME、水分	粗脂肪、 リン、粗繊維、 粗灰分、 粗灰分、	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	ズル中印子豚育成用・肉豚肥育用配合飼料 Gスワッシュ	27.6	粗たん白質、 カルシウム、 T DN、水分	粗脂肪、 リン、粗繊維、 粗灰分、 粗灰分、	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	ズル中印成鶏飼育用配合飼料 たまごの達人	27.6	粗たん白質、 カルシウム、 ME、水分	粗脂肪、 リン、粗繊維、 粗灰分、 粗灰分、	無

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人おおだんな
- 三 代表者の氏名
佐藤 正隆
- 四 主たる事務所の所在地
十和田市大字三本木字一本木沢九二の五
- 五 定款に記載された目的
認知症、知的・精神・発達障害ゆえ、あるいは、高齢ないし一人暮らしゆえ、社会経済生活上、不利益を被っている人ならびに被りそうな人が少なくない地域の現況を鑑み、成年後見等の利用促進を通じ、安定力のある地域づくりを目指す。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第八十号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成二十七年七月十日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

- 一 講習の区分
 - 法第二條第一項第一号に規定する警備業務に係る新規取得講習
- 二 実施期間及び実施時間
 - 平成二十七年八月三十一日（月）から同年九月九日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時まで
- 三 実施場所
 - 青森市問屋町二丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館
- 四 受講定員
 - 二十五人（予定）
- 五 受講対象者
 - 受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。
 - 1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
 - 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限

る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十七年八月十日（月）から同月十四日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所を受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正

面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチ

メートルの写真一葉を貼り付けること。）一通に、受講対象者に該当することを

疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業

者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限

る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

る。()の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。()の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。()の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。()の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料
受講手数料四万七千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部保安課

電話〇一七 七二三 四二一一

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。()の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第八十一号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)(第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)(の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。)(を次のとおり実施するので、講習規則第二条の規定により公示する。

平成二十七年七月十日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

一 講習の区分

法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十七年九月三日(木)から同月九日(水)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)(の午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

七人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)(の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十七年八月十一日(火)から同月十四日(金)までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。一通及び既に交付を受けている当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料二万三千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前十一時十五分から午前十一時四十五分までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部保安課
電話〇一七 七二三 四二一一

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

収 用 委 員 会

公示送達

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第四条第二項の規定によることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十六年七月十日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 送達すべき裁決書の名称

平成二十七年六月二十二日付け裁決書(青収委第六号)

二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の裁決書は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一の裁決書は、平成二十七年七月三十日をもって送達があったものとみなされま

別表

氏 名	住 所
池田 忠	住所不明 ただし、 職権消除) 岩手県北上市黒沢尻町字町分二地割2 6 6 番地 3
天河 映里	住所不明 ただし、 住民票の住所 東京都港区三田5丁目1番7号 リーガル三田 3 0 1
佐賀 久義	住所不明 ただし、 職権消除) 静岡県沼津市千本東町4 6 番地の5 金刺八ヶツ2 0 1・金刺一夫方
杉本 津起子	住所不明 ただし、 職権消除) 宮城県石巻市門脇字四番谷地1 5 番地 4 5
竹内 衛	住所不明 ただし、 住民票の住所 青森県むつ市大湊浜町2 3 番 1 0 号
竹内 卓	住所不明 ただし、 職権消除) 青森県むつ市大畑町中島9 8 番地
宮古 憲一	住所不明 ただし、 住民票の住所 兵庫県洲本市津田1 6 番地 1

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭